

に関する専門知識を持った人によるカウンセリングを受ける機会が与えられる必要がある。

- また、上記によるカウンセリングは、当該カウンセリングを受ける人に対して中立的な立場から専門的なアドバイス等を行うものであることが必要であることから、上記によるカウンセリングを行う人は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設や精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外の当該生殖補助医療に関する専門知識を持つことを専門団体の認定制度等により証明された人であることが望ましい。
- こうしたことから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦又は当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、当該生殖補助医療の実施又は当該精子・卵子・胚の提供に際して、当該生殖補助医療を行う医療施設又は当該精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外の専門団体等による認定等を受けた当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられなければならないこととしたものである。
- なお、現行においては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する専門知識を持ったカウンセラーに係る一般的な認定制度等は存在せず、各々の医療機関において、こうしたカウンセリングが行われている場合であっても、その医療機関の医師、看護婦等がカウンセリングに当たっているのが現状である。
- このため、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する専門知識を有することを客観的に証明するための制度として、専門団体等による当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ専門カウンセラーの認定制度等が創設され、こうした専門カウンセラーの育成が推進されることが望まれるところであるが、こうした認定制度等が創設され、その認定を受けることができる人が育成されるまでには、一定程度の期間を要することが想定される。
- こうしたことから、専門団体等による専門カウンセラーの認定が行われる前においては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦又は当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、できる限り当該生殖補助医療を行う医療施設や当該精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外の当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられるべきであると考える。

⑧ 精子・卵子・胚を提供する人の個人情報の保護

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供す

る人は、当該精子・卵子・胚の提供により、正当な理由なく、Ⅲの1の(3)の⑨の「精子・卵子・胚を提供する人の個人情報の提出・保存」に基づき、精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設に提出する個人情報以外の自己の個人情報の提出を求められない。

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人に関する当該生殖補助医療に関して提出された個人情報を保有する医療施設又は公的管理運営機関は、当該保有する個人情報を適正に管理しなければならない。
- Ⅲの1の(3)の②の「精子・卵子・胚の提供に対する対価」のところで述べたとおり、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のための精子・卵子・胚の提供は、第三者が対価を受け取ることなくリスクを負って行われるものであることから、当該精子・卵子・胚の提供によって当該精子・卵子・胚を提供する人が不利益を被ることがないよう、当該精子・卵子・胚を提供する人のプライバシーの保護が的確になされる必要がある。
- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人のプライバシーが守られなければ、当該生殖補助医療のための精子・卵子・胚の提供の減少を招き、当該生殖補助医療の実施を実質的に困難にするおそれがあることからも、当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人のプライバシーの保護は重要である。
- このため、本人の同意がある場合など正当な理由がある場合を除き、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人は、当該精子・卵子・胚の提供により、Ⅲの1の(3)の⑨の「精子・卵子・胚を提供した人の個人情報の提出・保存」に基づき、精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設に提出することとなる個人情報以外の自己の個人情報の提出を求められることとしたものである。
- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人のプライバシーの保護が的確になされるためには、精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設や公的管理運営機関など当該精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を保有する者が、当該保有する個人情報の漏洩を防止するなど当該保有する個人情報を適正に管理する必要がある。
- このため、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人に関する当該生殖補助医療に関して提出された個人情報を保有する医療施設又は公的管理運営機関は、当該保有する個人情報を適正に管理しなければならないこととしたものである。

⑨ 精子・卵子・胚を提供する人の個人情報の提出・保存

- 精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設は、当該精子・卵子・胚を提供する人に関する個人情報のうち、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施に必要なもの及び当該精子・卵子・胚を提供する人が当該生殖補助医療により生まれた子に開示することを承認するものの提出を受けて、当該精子・卵子・胚の提供を受けなければならない。
 - 精子・卵子・胚の提供を受けた医療施設は、上記により提出された個人情報を、当該精子・卵子・胚の廃棄若しくは移管、当該提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことの確認又は下記により公的管理運営機関への個人情報の提出を行うまでの間保存しなければならない。当該精子・卵子・胚を移管する場合には、その移管先の医療施設に対して、上記により提出された個人情報を併せて移管しなければならない。

精子・卵子・胚の提供を受けた医療施設から、当該精子・卵子・胚の移管を受けた医療施設も同様とする。
 - 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、当該生殖補助医療を行った医療施設は、上記により保存している個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人が当該生殖補助医療により生まれた子に開示することを承認したものと公的管理運営機関に提出しなければならない。
 - 公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために必要な一定の期間保存しなければならない。
-
- Ⅲの2の(2)の②の「出自を知る権利」のところで述べるように、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、自らが遺伝的因素を受け継いでいる当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を一定の範囲内で知ることができる。
 - また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施に当たっては、当該生殖補助医療により生まれてくる子とその親となる人との間の血液型を合わせる必要性などから、当該精子・卵子・胚を提供した人に関する一定の個人情報が必要となる場合がある。
 - こうしたことに対応するため、精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設は、当該精子・卵子・胚を提供する人に関する個人情報のうち、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施に必要なもの及び当該精子・卵子・胚を提供する人が当該生殖補助医療により生まれた子に開示することを承認するものの提出を受けて、当該精子・卵子・胚の提供を受けなければならないこととしたものである。

- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により保存されている個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人が当該生殖補助医療により生まれた子に開示することを承認したもののが的確に保存されていなければ、その子の要請に応じて、当該精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を開示することができなくなるおそれがあることから、当該個人情報の確実な保存のために、当該生殖補助医療を行った医療施設は、後述する公的管理運営機関に当該個人情報を提出しなければならないこととしたものである。
- なお、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて、その子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を確実に開示できるようにするために、その子に係る当該精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報をその子が死亡するまで保存しておくことが必要であるが、当該生殖補助医療により生まれた子すべての死亡時期を確認することは実務上困難なものと考えられる。
- このため、上記により公的管理運営機関に提出された個人情報の保存期間は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の死亡が確認されるまでとはせずに、当該生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて、その子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を開示するために必要な一定の期間としたものである。
- なお、この提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて、その子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を開示するために必要な一定の期間の具体的な期間については、我が国の男女の平均寿命を勘案してその子が生まれたときから80年とし、その子が生まれたときから80年を超えない一定の期間内に、その子からその子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報の保存期間の延長の申請があったときには、当該個人情報の保存期間を延長することができることとすることなどが考えられる。

⑩ 同一の人から提供された精子・卵子・胚の使用数の制限

- 同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、当該同一の人から提供された精子・卵子・胚を提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に使用してはならない。
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、上記の同一の人から提供された精子・卵子・胚の使用数の制限のために必要な当該生殖補助医療の実施の内容に関する情報を公的管理運営機関に提出しなければならない。

- Ⅲの2の(2)の②の「出自を知る権利」のところでも述べるとおり、近親婚の発生を防止するため、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、その子が結婚することを希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を求めることができるとしているが、同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の数が増えれば、近親のカップルが発生する可能性が高くなり、確認の結果、近親婚となることが初めて判明するような事態が増加するものと考えられる。
- こうした事態を防止するためには、同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれる子の数をできる限り少数に制限することが必要であるが、こうした制限は反面、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に使用できる精子・卵子・胚を減少させるものであることから、同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれる子の数を過度に制限するがないよう留意しなければならない。
- このため、近親のカップルが発生する可能性のできる限りの減少と提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に利用可能な精子・卵子・胚の確保の観点との均衡を図るために、本専門委員会としては、イギリスの例も参考とし、同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、当該同一の人から提供された精子・卵子・胚を提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に使用してはならないこととしたものである。
- また、精子・卵子・胚を提供する人が2つ以上の医療施設に精子・卵子・胚を提供したり、提供された精子・卵子・胚が2つ以上の医療施設において使用される可能性があることなどから、上記のように同一の人から提供された精子・卵子・胚の使用数を制限するためには、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人の氏名や当該生殖補助医療の実施の結果など当該生殖補助医療の実施の内容に関する情報を一元的に管理する必要がある。
- このため、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、上記の同一の人から提供された精子・卵子・胚の使用数の制限のために必要な当該生殖補助医療の実施の内容に関する情報を公的管理運営機関に提出しなければならないこととしたものである。

⑪ 子宮に移植する胚の数の制限

- 体外受精・胚移植又は提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個、移植する胚や子宮の状況によっては、3個までとする。

- 別添「多胎・減数手術について」で述べているように、多胎妊娠が母体に与える危険性などを考慮して、体外受精・胚移植又は提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個、移植する胚や子宮の状況によっては、3個までとしたものである。

2 規制方法及び条件整備について

(1) 規制方法

- 以下のものについては、罰則を伴う法律によって規制する。
 - ・ 営利目的での精子・卵子・胚の授受・授受の斡旋
 - ・ 代理懐胎のための施術・施術の斡旋
 - ・ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩すること
- Ⅲの1の「精子・卵子・胚の提供等による各生殖補助医療について」において述べた結論については、上記のものを除き、罰則を伴う法律によって規制せず、法律に基づく指針等規制の実効性を担保できる他の態様によって規制する。
- 本報告書に記載された本専門委員会の結論の実効性を担保するための規制の態様については、専門家の自主的な指針による規制、法律に基づく指針による規制、罰則を伴う法律による規制等様々な態様が考えられるところであるが、「生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（憲法第13条）こととされており、国民に対して法律に基づく規制をすることは慎重な検討を必要とするものであり、その中でも特に、身体の自由の制限又は財産権の侵害を内容とする最も重い規制の態様である罰則を伴う法律によって規制することは、特に慎重とならなければならない。
- こうした規制のあり方に関する基本的な考え方は、本専門委員会において検討の対象とした精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する規制についても当てはまるものと言え、当該生殖補助医療に関する規制の態様については、国民の幸福追求権と公共の福祉の観点との均衡を勘案し、それが過度なものとならないよう留意する必要がある。
- また、生殖補助医療は、先端医療技術であり、現在においても急速な技術進歩が継続している分野であることから、本専門委員会における結論のうち、急速な技術進歩に法律の規定を合わせていくことが困難と考えられる範囲のものについては、法律による規制になじむものとは言えず、規制を現実に柔軟に対応させるため、規制の実効

性を担保できる他の態様の規制が検討されるべきである。

- しかしながらその一方、本報告書の冒頭で述べたように、現行の専門家の自主的な指針による規制だけでは、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療の適正な実施の担保は限界に達してきているところであり、実効性のある当該生殖補助医療に関する規制の整備が急務となってきているところである。
- 本専門委員会としては、これらの観点を総合的に勘案して、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する規制の態様は、規制が過度なものとならないよう、また、規制が現実に柔軟に対応できるよう、規制の実効性が担保できる範囲内の必要最低限のものとすることが適当であるとの結論に達した。
- 最も重い規制の態様である罰則を伴う法律によって規制する範囲については他の法律における罰則との均衡をも鑑み、立法過程において更なる慎重な検討が行われることが必要と考えるが、こうした観点から、本専門委員会としては、以下の理由により以下のものについては、罰則を伴う法律によって規制することが適當であるとの結論に達した。
 - ・ 営利目的での精子・卵子・胚の授受・授受の斡旋及び代理懐胎のための施術の斡旋は、「商業主義を排除する」及び「優生思想を排除する」という本専門委員会の基本的考え方方に著しく反し、なおかつ、医師以外の人々によつても行われる可能性が高いことから、実効性を担保するために罰則が必要であること
 - ・ 代理懐胎のための施術は、「生まれてくる子の福祉を優先する」、「人を専ら生殖の手段として扱つてはならない」及び「安全性に十分配慮する」という本専門委員会の基本的考え方方に著しく反すること
 - ・ 生殖補助医療は特に人のプライバシーを重視しなければならないという観点から、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩することは、「生まれてくる子の福祉を優先する」という本専門委員会の基本的考え方方に反し、また、医師以外の者も罰する必要があること
- また、本専門委員会としては、上記により罰則を伴う法律によって規制するものを除き、Ⅲの1の「精子・卵子・胚の提供等による各生殖補助医療について」において述べた結論については、国民の幸福追求権と公共の福祉の観点を勘案し、また、規制の実効性を担保しつつ、規制の現実に対する柔軟性を確保する観点から、罰則を伴う法律によって規制することは適當ではなく、法律に基づく指針等規制の実効性を担保できる他の態様によって規制することが適當であるとの結論に達した。

(2) 条件整備

① 親子関係の確定

- 以下の内容について、法律に明記する。
 - ・ 提供された卵子・胚による生殖補助医療により子を妊娠・出産した人を、その子の母とする。
 - ・ 妻が夫の同意を得て、提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産した子は、その夫の子とする。
 - ・ 妻が提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産した場合には、その夫の同意は推定される。
 - ・ 精子・卵子・胚を提供した人は、当該精子・卵子・胚の提供の事実をもって、当該提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の父母とはされない。
- 我が国においては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の親子関係の確定に関して、以下のような問題がある。
- 民法第772条第1項は、「妻が婚姻中に懷胎した子は、夫の子と推定する」と規定しており、同法第774条、第775条及び第777条は、夫は子が嫡出であることの否認を訴えによってのみ行うことができ、当該否認の訴えは子の出生を知った時から1年以内に提起できる旨を規定している。
- これらの規定により、妻が提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産したその夫の遺伝的要素を受け継いでいない子であっても、その夫がその子の出生を知った時から1年を経過すれば、妻がその子を懷胎すべき時期に、既に夫婦が事实上離婚をして夫婦の実態が失われていたことが明らかであるなどの特段の事情がある場合を除き、その夫は嫡出否認の訴えを提起することはできなくなり、その子とその夫との父子関係は法的に確定する。
- しかしながら、妻が提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産した子については、その子がその夫の遺伝的要素を受け継いでいないため、その子の出生を知った時から1年以内に、その夫がその子の嫡出否認の訴えを提起することも考えられるところであるが、この場合には、たとえ妻が当該生殖補助医療により子を妊娠・出産することの同意をその夫から得ていたとしても、その夫が民法第776条による嫡出性の承認をしていない限り、その子の嫡出性が否認され、その子はその夫とは法律上の親子関係を有しないこととされる可能性がある。
- また、母についても、非嫡出子の母子関係について「原則として、母の認知をまたず、分娩の事実により当然発生する」とする昭和37年4月27日の最高裁判決が存

在しているが、この判決も子がその子を妊娠・出産した人の遺伝的要素を受け継いでいない場合について判示したものではなく、また、我が国においては、提供された卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子とその子を妊娠・出産した人との法的関係の確定に関する明示の規定は存在しないことから、現行においては、提供された卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子のように、その子を妊娠・出産した人の遺伝的要素を受け継いでいる子についても、その子を妊娠・出産した人が当然にその子の母とされるとは限らない。

- さらに、民法第779条は「嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる」と規定していることから、この規定に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人が、当該生殖補助医療により生まれた子に嫡出推定が及んでいない場合には、自らの遺伝的要素を受け継いでいる当該生殖補助医療により生まれた子を認知することも考えられるところであるが、我が国においては、精子・卵子・胚を提供した人と当該提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子との法的関係に関する明示の規定は存在していないことから、こうした場合に精子・卵子・胚を提供した人の認知が認められる可能性がある。
- 以上のように、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の親子関係の確定に関する法律の規定が十分に整備されていない現状においては、両者の同意の下で提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦であっても当該生殖補助医療により生まれた子の父母とされるとは限らず、逆に当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人がその意思に関わらず、当該生殖補助医療により生まれた子の父母とされることもあり得る。
- こうした現状においては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の法的地位は不安定なものと言わざるを得ず、こうした問題を解決することなく、当該生殖補助医療の利用の幅だけを拡げていくことは、子の福祉の観点から大きな問題がある。
- こうしたことから、前述したとおり、本専門委員会としては、現在、日本産科婦人科学会の会告で認められていない提供精子による体外受精、提供卵子による体外受精、提供胚の移植についても容認すべきとの結論に達したところであるが、その中でも述べているとおり、それらを容認するに当たっての前提条件として、生まれてくる子の福祉を確保するために、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれてくる子の親子関係の確定に関する法律の規定の整備が必要不可欠であると考えた。
- この際、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療は、子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない夫婦の希望に応えて行われるものであり、通常、当該生殖補助医療により生まれた子の親となる意思を持っているのは、当該生殖補助医

療を受けた夫婦であり、当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人はその子の親となる意思を持っていないことから、当該生殖補助医療により生まれた子が当該精子・卵子・胚を提供した人の遺伝的要素を受け継いでいるとの理由だけで、当該精子・卵子・胚を提供した人を当該生殖補助医療により生まれた子の父母とすることは、子の福祉の観点からも、当該精子・卵子・胚を提供した人の意思の尊重の観点からも適当とは言えない。

- また、提供された卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の妻は、当該生殖補助医療により生まれた子との間に遺伝的な繋がりこそ有するものではないが、その子を約10か月もの間自己の胎内において育てることにより、その子に対する母性を育み、その子に対する愛情を芽生えさせるものと考えられるところであるが、こうした妊娠による母性の確立の過程は、子の福祉の観点から極めて重要なものと考えられる。
- こうした観点を踏まえ、本専門委員会としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により子を妊娠・出産した人をその子の母とし、妻が当該生殖補助医療により子を妊娠・出産することに同意したその夫をその子の父とし、当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人は当該提供の事実をもって当該生殖補助医療により生まれた子の父母とはされない旨を法律に明記すべきとの結論に達したものである。
- なお、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療については、妻が夫の書面による同意を得て行うこととするところであるが、定められた手続によらずに行われた場合についても、子の福祉の観点から、当該生殖補助医療により生まれた子の法的地位をできうる限り安定的なものとすることが必要である。
- こうしたことから、妻が提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により子を妊娠・出産した場合には、その夫の同意は推定されることとしたものである。

② 出自を知る権利

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後、その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人を特定することができないものについて、当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができる。
- 当該精子・卵子・胚を提供した人は、当該個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できる。
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を求めることができる。